

# 監査報告書改革の論点と 監査報告のあり方

内 藤 文 雄

## 1. は じ め に

本稿は、日本会計研究学会第74回大会統一論題第三会場（2015年9月7-8日、神戸大学）での報告に基づいている。報告では、脇田良一座長による、「会計研究のフロンティアの視点から、表層的なことではなく監査報告書改革を論じるため、国際監査基準第701号『独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項（Key Audit Matters）のコミュニケーション』（2015年1月最終版。以下ISA 701）を共通素材とする」旨のご指示により、IAASBによる監査報告書改革の論点を踏まえ、監査判断形成と整合した監査報告モデルの提示を行い、そのうえで、監査計画・実施の集大成としての監査報告をめぐる課題を指摘した。

なお、本稿は、財務諸表の監査を前提としている。2015年6月に東京証券取引所が制定したコーポレート・ガバナンス・コードにおいて、財務情報のみならず非財務情報の開示とその信頼性の確保が明記された。監査の対象がさまざまに異なる場合、監査の不変の機能と可変の機能との峻別が基本的に重要である。監査一般における監査報告のあり方の議論が望まれるところ、本稿では財務諸表の監査を前提とするものの、監査の不変の機能に立脚した議論を行う。

## 監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

また、本稿は、監査判断形成の視点から論じる。監査報告は、監査計画－実施の集大成であり、監査報告書のあり方はこれらと無縁ではないというスタンスである。監査報告書の議論は、報告書論だけでは不十分である。計画・実施された監査の内容がいかに監査報告書に集約できるのかというスタンスに立脚すれば、監査報告書が計画・実施された監査の内容と対応していることが求められる。

さらに、このスタンスに加えて、監査人の役割は、ディスクロージャー制度の最適化なのか、財務諸表の信頼性の担保にとどまるのか、いずれを重視するかの論点がありうる。本稿では、この論点について、「適正表示」の概念に立ち返り、改めて問い直したい。<sup>(1)</sup>

このほか、監査報告書の利用者サイドの認識を無視した議論は空論のそしりを免れない。IAASBが予定する監査報告書の利用者のレベルに応じた、意識調査を実施する可能性を検討することも必要であるが、本稿ではこの論点には立ち入らない。

## II. 監査報告書改革の論点

議論に先立ち、「Key Audit Matters」（以下、KAMと略称。）の訳語について言及しておきたい。本訳語について、「監査上の主要な事項」とされて<sup>(2)</sup>いるが、本稿では、「特に重要な監査事項」と訳出すべき立場をとる。<sup>(3)</sup>

---

(1) 「監査人が監査報告書において役に立つ新情報を出すべき」とするなら、財務諸表の有用性の保証またはディスクロージャー制度の促進でなくては論理が整合しない。

(2) たとえば、松本祥尚他（2014・2015）参照。

(3) なお、Oxford 英英辞典では、「key」は、「most important; essential (adj)」, 「most important thing (noun)」とされている。また、PCAOB (2013) は、KAMに類似する、「critical audit matters」の記事を監査報告書にすべきとし、その定義として次のように定めている（APPENDIX A－Definition, A2）。

「財務諸表の監査の間に監査人が処理した（address）、(1)最も困難、主観的または複雑な監査人の判断を含む事項、(2)十分かつ適切な証拠を入手するにあ

まず、IAASB (2015) の規定上、KAM は、「監査の実施において監査人の注意を必要とする事項」(para. 9) であってガバナンスに責任を有する者への伝達事項の中から選択されるが、その選択での考慮要件は、次のように定められている (para. 9)。

- (a)重要な虚偽表示リスクがより高く評価された領域、または、ISA 315 にしたがって識別された重要なリスクがある領域
- (b)重要な経営者の判断が含まれる財務諸表における領域に関連する、重要な監査人の判断
- (c)当該期間に発生した重要な事象または取引が監査に与える影響

これらの考慮要件を経て、「監査人は、9 項に従って決定した事項のどれが当期の財務諸表の監査において最も重大であったかを決定するものとし、つまりそれが KAM である。」(para. 10) とされている趣旨を最もよく表現する訳語は「特に重要な監査事項」である。これを「監査上の主要な事項」と訳出してしまうと、財務諸表の監査において「主要な事項」は、監査基準によって定期的に規約されていると言えるから、監査人の選択の余地はなく、ISA 701 の設定趣旨を適切に表現しない。

それでは、以下、監査報告書改革の論点を整理しよう。

#### 論点 1 監査報告にあたって監査人が KAM を開示する理由

ISA 701 の説明によれば、KAM は、監査報告書利用者にとって有用な情報であり、かかる開示に対するニーズがあり、開示によって監査の質が向上するとされている。<sup>(4)</sup> ISA 701 の定義や例示をみると、かつての特記事項の記

---

たって監査人に最も困難を課した事項、または(3)財務諸表に関する意見を形成するにあたって監査人に最も困難を課した事項」

なお、「最も」の意味について、唯一つの事項を意図しているものではなく、いくつかの「critical audit matters」がありうるとしている (同 Note)。したがって、この場合も「特に重要な監査事項」と訳出して差し支えない。

監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

載で議論された諸点が同様に論点になりうるであろう。たとえば、KAMとして種々候補があるなかで、KAMとして特に選択したことそれ自体が第一次情報であるから、いわゆる二重責任の原則に抵触する可能性を論点として指摘できる。

KAMの記載により、監査報告書による伝達内容（証明機能）をよりよく伝えるという趣旨は賛成できる。ただし、それはあくまでも証明機能の枠内での伝達内容の改善であって、監査それ自体に関連する事項に限られるべきである。けだし、監査報告は、監査人にとって自己の責務をどう果たしたのかを表明する手段であって、監査の目的に照らして必要十分な情報を開示するだけでよいと考えられる。KAMの記載は、監査人による追加の新たな情報提供の手段であると捉えることは不適切である。

## 論点2 KAMを開示する場合、監査報告のフレームワークが首尾一貫した体系性を有していること

監査の集大成としての監査報告書の記載内容には首尾一貫した体系性が必要であることは論をまたない。監査報告書の利用者がディスクロージャー制度について基礎的な知識を有していることを前提として、監査報告書の記載事項の理解が容易でなければならない。KAMの記載によってこれが阻害されてはならないが、現行の記載事項とKAMの記載事項との明確な区別、および、監査意見の解釈とKAMの意味との関係について、問題が残されている可能性がある。

## 論点3 KAMとして開示する事項の裏付けとなる記録の存在

財務諸表であれ監査報告書であれ、情報を開示するためにはその根拠とな

---

(4) ISA 701, para. 2.

る記録が存在していなければならないことは言うまでもない。KAMについて、監査調書や意見審査記録にすでに十分かつ適切な記録が行われているのであればこの論点は問題とはならない。しかし、日本公認会計士協会『品質管理委員会年次報告書（平成26年度）』を見る限り、監査リスクの評価や会計上の見積りの評価など、監査上の重要事項について監査調書での記録が不十分であるケースが少なからずある。<sup>(5)</sup> また、意見審査自体に関する問題点も指摘されている。このような現状において、KAMの開示が追加された場合、監査現場での記録のあり方が新たな問題となりうると思われる。つまり、監査計画の段階からKAMを睨んだ監査手続の実施とその結果の記録のありようを検討しておかなければならないであろう。

#### 論点4 KAMの開示を判断する規準の適合性

KAMは、監査人の専門的判断によって開示の有無が判断されその開示内容の自由度が高い。KAMとして開示される事項、開示されなかった事項、いずれについても、開示の有無の妥当性が問題となる。監査人の専門的判断を基本としながらも、KAMを開示する基本原則が必要である。これは、上記の論点2とも関係している。

KAMを開示する場合の規準としてISA 700「財務諸表に関する意見の形成と報告」第13項（意見形成における個別評価）に規定される6項目、つまり、

- ① 選択・適用された重要な会計方針についての適切な開示
- ② 選択・適用された重要な会計方針と適用可能な財務報告フレームワークとの整合性と会計方針の適切性
- ③ 経営者による会計上の見積りの合理性

---

(5) 日本公認会計士協会品質管理委員会 (2015), 7-9頁および15頁。

監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

- ④ 財務諸表上の表示情報の目的適合性・信頼性・比較可能性・理解可能性<sup>(6)</sup>
- ⑤ 想定利用者が重要な取引や事象が財務諸表上に伝達された情報に与える影響を理解できるような財務諸表上の開示の適切性
- ⑥ 各財務表の見出しを含めて、財務諸表に使用されている用語法の適切性

が有効ではないかと考えられるが、KAMの記載をめぐる監査報告書の改革論議においても、ISA 701の規定においても、そのような言及はない。

#### 論点5 既存の開示事項の開示意図との明確な区別

上記の論点2と趣旨は同じであるが、KAMの記載の導入を受けて、監査意見、強調パラグラフ、その他の記載事項とKAMの記載との間の関係を明確にしておく必要がある。この論点は、ISA 701におけるKAM概念の不明確さに起因するが、とくに除外事項や不確実性開示との関係が不明確である。

たとえば、ISA 701は、「法規制が当該事項の開示を排除していない場合、または、そうすることが公共の利益を上回る逆の効果をもたらすと判断して特に重要な監査事項を伝達しないと決定（ただし、企業側がかかる事項について情報を開示している場合は無関係）していない場合、特に重要な事項が開示される」（para. 14）とするが、KAMの記載がもたらしうる「公共の利益を上回る逆の効果」の判断は何を意味しているのか、定かではない。

また、「修正意見の根拠事項、または、重要な不確実性は、その性質上、特に重要な監査事項である」（para. 15）と規定され、監査意見に影響する事項（除外事項）と同列の位置づけが示されており、KAMの記載は、その内容いかんにかかわらず、除外事項と同程度の重みをもって監査意見の解釈に

---

(6) 原文は「The information presented in the financial statements is relevant, reliable, comparable, and understandable.」である。

影響を及ぼす可能性がある。

さらに、(i)「修正意見の根拠事項」に関連する KAM はないのかどうか、(ii)重要な不確実性にかかる記載事項に関連する KAM はないのかどうか、(iii) KAM は監査意見とは異なると説明している一方、修正意見の根拠事項は性質上、KAM であると説明されており、「除外事項を付した限定付適正意見」であって、除外事項ぬきには意見を正しく理解できないのと同様に、KAM の記載がある場合の監査意見は、KAM の記載内容抜きには意見を正しく理解できないのではないかなど、さまざまな点で不明確さが残っている。

こういった点を考慮し、本稿では、監査判断の形成から監査報告のあり方を論じるものである。

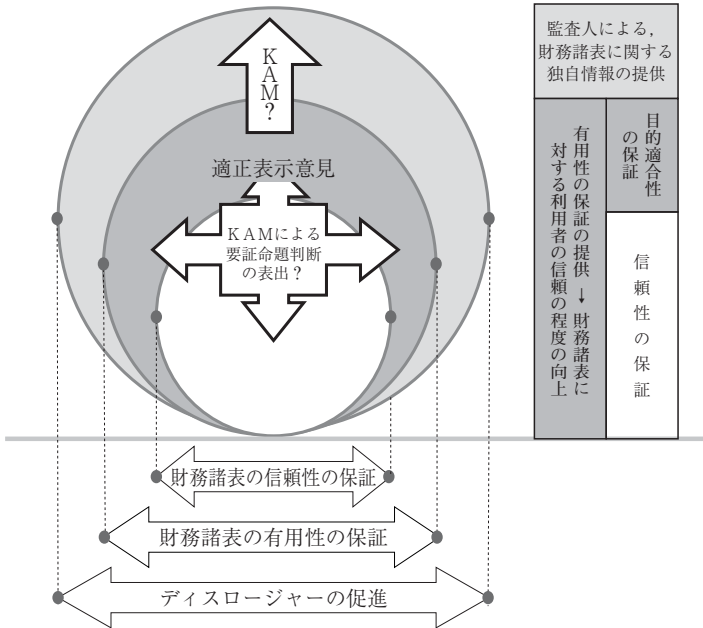
### III. 監査報告の本質と KAM 開示の含意

監査は、監査対象についてあるべき姿と実際の姿との比較と差異分析をその本質としている。あるべき姿とは、会計事象の経済的実態が会計情報に対応関係をもって写像・表示されていることである。つまり、これが監査上の要証命題である。

監査証明は、監査対象を監査した結果、要証命題を証明するものである。「証明」という行為は、「目的・方法・実施・結果・考察・結論」の表出による。この理解により監査報告の体系を明らかにし、かかる体系において KAM の記載がどう位置づけられるのかを検討する。

検討に先立ち、監査報告の改革を検討する上での改革のスタンスを明確にしておく必要がある。つまり、「図 1」に示した「保証の提供」と「独自情報の提供」とはスタンスを異にしているが、監査報告はいずれのスタンスに立脚するのかということである。なお、「保証の提供」も一種の情報の提供であるが、ここでは「証明」の範疇と理解し、「独自情報の提供」の範疇には入れない。

図1：財務諸表の監査における保証内容と情報提供



(注) 「有用性」「目的適合性」「信頼性」は、ISA 700 第13項の用語法によっており、財務会計概念フレームワークにいう情報の質的特徴である。

「図1」で表現している要点は次の諸点である。

- a. 財務諸表の監査の目的を「財務諸表の信頼性の保証」⇒「財務諸表の有用性の保証」⇒「ディスロージャーの促進」の3範疇に区別した場合、監査の結果として表明される「適正表示意見」は、「信頼性の保証」に加えて、「目的適合性の保証」も含まれ、「財務諸表の有用性」を保証して<sup>(7)</sup>

(7) 有用性の保証については、「適度に有用な会計情報だと信頼してもよい」、「財務諸表が彼らの意思決定のために間に合う有用性のある会計情報と判断し、……適度な会計情報として信頼できると判断」（久保田音二郎『適正表示の監査』中央経済社、1972年、131・146頁）、「監査は……会計情報に信頼性を付与する行為である



いること

- b. 「適正表示意見」は、「財務諸表の有用性の保証」を提供しているため、このことをもって、通常は、「財務諸表に対するその利用者の信頼の程度の向上」と理解されること<sup>(8)</sup>

---

とされる。……過去・現在のみならず将来の投資者に対して、信頼できる有用な情報の提供を行う意思決定有用性監査が……意味をもってきた」（友杉芳正「監査の機能と限界」『経済科学』第53巻第4号、2006年3月、4頁）との理解がすでに示されている。

- (8) ここであえて言及するのは、「財務諸表の信頼性の保証」に重きをおき、財務会計の概念フレームワークに言う財務情報の質的特徴としての「信頼性」のみを保証するのが監査であると読める解説が多々存在しているからである。たとえば、鳥羽至英他（2015）による優れた財務諸表監査の解説書において、章節の見出しに「監査意見と財務諸表の質（信頼性）の保証」と表記したうえで、次の解説が行われており、まさに「図1」の「財務諸表の信頼性の保証」と等しい理解となっているものと考えられる。

「監査人は、上記の監査意見を表明することを通じて、被監査会社の経営者の言明である財務諸表の信頼性を保証している」（7頁）

なお、ASBJの討議資料では「意思決定との関連性」と「信頼性」、IASBの概念フレームワークでは「目的適合性」と「表現の忠実性」が「有用性」の2要件とされている。IASBの概念フレームワークにおいて、「信頼性」が「表現の忠実性」に置き換えられたわけであるが、Financial Reporting Council (FRC) は、概念フレームワークの改訂に関し、IASBに対して、受託責任、慎重性および信頼性の重要性を適切に反映するよう要求を行っている (FRC, “Conceptual Framework for Financial Reporting (ED/2015/3) FRC Response” para. 1.6, FRC Latest News, “FRC has called on the IASB to reconsider its proposed Conceptual Framework”, 25 Nov. 2015, <https://www.frc.org.uk/News-and-Events/FRC-Press/Press/2015/November/FRC-has-called-on-the-IASB-to-reconsider-its-propo.aspx> (2015年12月17日参照)、および、早稲田会計研究センター主催会計セミナー「米国における会計・監査と、それらが資本市場に与える影響の現状 ～会計の主たる役割とは何か～」(2015年12月17日開催)における Watts 教授スライド資料 No. 11 参照)。

また、日本公認会計士協会監査基準委員会、監査基準委員会研究報告第4号「監査品質の枠組み」、平成27年5月29日では、次の記述が行われ、「財務諸表監査は、財務情報の信頼性を高めるため」と明記し、上記と同じ解釈が示されている。

3. 財務諸表が利用者のニーズを満たすためには、目的に適合する信頼できる財務情報が適時に提供される必要がある。財務諸表監査は、財務情報の信頼性を高めるために、法令に基づき、又は財務諸表の利用者からの要請等に基づき実施される。監査がその目的を果たすには、監査が一般に公正妥当と認められ

- c. 「財務諸表の有用性の保証」の根拠は、監査における判断基準である GAAP（一般に認められた会計基準）は、財務諸表が有用な情報になるように設定されており、「会計基準準拠性」を「適正表示意見」の一部として監査によって保証していることは、結果として「財務諸表の有用性の保証」を行っているに他ならない。「会計基準準拠性」は鍵概念の一つであって、準拠すべき会計基準それ自体の妥当性も監査において確認すべき事項であることが再認識されなければならない。これに加えて、<sup>(9)</sup> 我が国では GAAP 自体が選択できる時代となっているため、どの GAAP を選択するのかについても特に重要な監査事項になりうる。
- d. 適正表示意見が「財務諸表の有用性の保証」を意味し、これが財務諸表の監査の目的であるとすれば、KAM の記載は、この目的範疇に含まれるものと理解される。つまり、適正表示意見を表明するための要証命題

---

る監査の基準に準拠して実施され、十分かつ適切な監査証拠に基づき監査意見が表明されていることについて、利用者の信頼を得る必要がある。（1 本研究報告の適用範囲，2．背景，第3項）

- (9) 会計基準は、それに従って作成される会計情報が、質的特徴を満たすように設定されている。つまり、概念フレームワークが示す会計情報の質は、適用される会計基準によって確保されている。したがって、適用される会計基準と会計方針が整合していることを監査は検証し保証することは証明行為の鍵として必須である。このため、会計方針の適用の適切性についても監査は検証し保証しているのである。つまり、監査は、会計情報の信頼性のみを保証しているのではなく、他の質的特徴（目的適合性・比較可能性・理解可能性）も保証していると言える。

これを企業価値の算定に例えても同様に理解できる。たとえば、企業価値の算定額の監査においては、企業価値算定額の「信頼性」を保証することになる。かかる信頼性の保証は数値の正確性を保証していると理解されがちであるが、正確性だけを含意しているのではない。算定額の監査は、

- ① 企業価値算定方法が目的適格的で信頼性ある算定結果を導き出せること、
- ② 当該算定方法が適切に適用されたこと、
- ③ その結果、算定結果は、企業価値について目的適格的で信頼性ある情報となっていること

以上をそれぞれ保証しているのである。数値の正確性は、算定方法の正しい適用だけにより確保できるが、算定方法自体が不適切であれば結果は当然異なり、結果として目的適格的で信頼性ある情報とはならないと理解される。

の表出がKAMであるとの理解である。これは、保証の枠組みである。<sup>(10)</sup>

- e. これに対して、財務諸表の監査の目的が、適正表示意見の表明にとどまらず、監査人による独自の情報提供を行い、「ディスクロージャーの促進」であるとするスタンスからすれば、KAMは、まさに監査人による独自情報の提供であり、保証の枠組みを超えた、情報提供機能の発現と捉えることになる。この解釈は、財務諸表の監査の役割をより積極的にとらえ、監査自体の付加価値を創出する考え方である。<sup>(11)</sup>
- f. 監査報告の改革を検討する上での改革のスタンスは、本稿では、上記d.の捉え方である。

さて、それでは、「証明」という行為（目的・方法・実施・結果・考察・

---

(10) 公認会計士法は、第1条において「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定し、「情報の信頼性の確保」を公認会計士の使命としているが、かかる規程について、日本公認会計士協会はそのWEBサイト「公認会計士の使命」で、「『財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保する』とは、会社等が作成する貸借対照表、損益計算書等の財務書類はもちろんのこと、広く財務に関する情報の信頼性（会社等の経営の内容を正しく表していること）を公認会計士が監査を通じて付与することをいう。」（<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/cpainfo/about/vocation/index.html>（2015年3月8日参照））とし、「情報の信頼性」がいわゆる真実性の意味であると解釈している。また、同サイト「日本の監査制度」では、「公認会計士監査は外部監査であり、独立した第三者として企業等の財務情報について監査を行い、財務情報の適正性を利害関係者に対して保証する役割を果たしています。公認会計士監査は会社法、金融商品取引法をはじめさまざまな法令によって企業及び団体に義務づけられ、会計情報の信頼性確保に役立てられています。」（<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/cpainfo/about/jpaudit/index.html>（2015年3月8日参照））として、「財務情報の適正性」を保証し、「会計情報の信頼性確保」に役立つとしている。

(11) KAMはアナリストのような高度利用者にとっての監査人からの分析情報の提供であると主張される場合がある。これに対して、本稿では、監査報告は、監査人にとって自己の責務をどう果たしたのかを表明する手段であるから、監査の目的に照らして必要十分な情報を開示するだけでよいと考えている。高度情報利用者が望むなら、監査人に対してコストをかけて、追加情報を得るべきであろう。

監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

結論の表出）に照らした監査報告の体系を明らかにし、かかる体系において KAM の記載がどのように位置づけられるのかを検討する。

監査報告書への KAM の記載要求は、監査結果の情報伝達の拡充である。KAM 記載を共通素材とした場合、当該拡充情報について、上記Ⅱの 5 つの論点から次の 4 視点の考慮が必要と考えられる。

- ① 目的適合性（KAM の記載は、監査保証の向上につながるのか）<sup>(12)</sup>
- ② 信頼性（KAM にかかる記載の根拠となる記録をどう確保するのか）
- ③ 監査意見の解釈への影響（KAM によるかかる影響は排除できるのか）
- ④ 監査プロセスでの首尾一貫性（「監査受嘱－計画－手続－証拠－意見形成－審査－報告」プロセスと KAM の記載との首尾一貫性をどう確保するのか）

なお、①の「目的適合性」と②の「信頼性」の視点は、KAM の記載も財務諸表利用者に対する情報であるため、この情報についての目的適合性と信頼性の意味である。

これらの視点のうち、とくに、監査プロセスと KAM の記載との首尾一貫

---

(12) 監査報告書の目的適合性について、日本監査研究学会課題別部会「監査報告モデルの研究」では次の見解が示されている（12頁）。

「監査報告書は財務諸表利用者の意思決定に役立つ目的適合性のある情報を提供しなければならない……。財務諸表利用者の意思決定に役立つ目的適合性のある情報とは、財務諸表利用者が財務諸表の質を理解あるいは判断することに資する情報である。……除外事項付意見が表明されている監査報告書には、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報を提供しているといえる。」「しかしながら、無限定適正意見が表明されている標準監査報告書に関しては、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報が提供されているとは言い難い。」

本稿は、この見解とは全く異なり、監査報告書は証明機能を果たしていると認められる以上、「無限定適正意見が表明されている標準監査報告書」は「目的適合性のある情報」を提供しており、これを否定する根拠は存在していない。監査意見の表明は、まさしく「財務諸表利用者の意思決定に役立つ目的適合性ある情報」であって、除外事項を付した限定付適正意見であろうと無限定適正意見であろうと差はなく、保証という意味で監査報告書の目的適合性は果たされているのである。

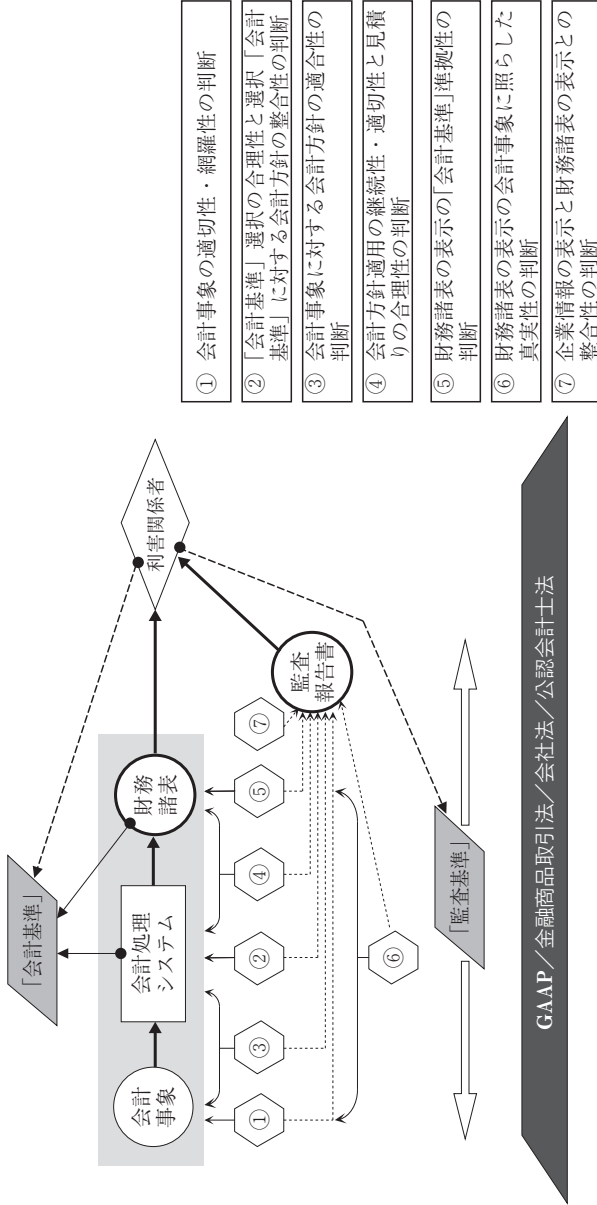
性の視点は、監査プロセスでの監査判断形成と直接関係している。

この点について、「図2」で説明したい。

「図2」による要点は、次の諸点である。

- a. 財務諸表は、会計事象を「会計基準」に準拠した会計処理システムを通じて作成され、利害関係者に伝達されるプロセスを経ている。これにより、財務諸表は、会計事象について真実な報告のための情報となる。また、会計事象の適正表示は、「監査基準」に準拠した財務諸表の監査により保証される。
- b. 財務諸表の適正表示を保証するために、財務諸表の監査では、監査手続の結果として、「図2」の⑥「財務諸表の表示の会計事象に照らした真実性の判断」を監査人が行い、監査報告書に監査意見として記載しているのが現状制度である。
- c. ⑥の判断を行うにあたり、監査人は、少なくとも①～⑤の個別要証命題に関する判断を行い、それらを⑥の判断に総合化している。また、監査報告書には、⑦の判断についても、整合性がなければ、監査意見とは別に追記情報として記載される。これらの全体が「監査プロセスでの監査判断」を意味している。
- d. KAMの記載が監査プロセスでの判断形成と整合するように監査報告書に記載されるべきとするのが本稿のスタンスであるから、すでに監査報告書において記載済の⑥と⑦以外の少なくとも①～⑤の判断について、特に重要である点を孕んだ判断をKAMとして監査報告書に記載することが、監査の保証の枠組みからは論理整合的である。
- e. ①から⑤の判断内容の表層的な記載は、これまでも監査報告書においてその一部が記載されているが、当該判断の内実を詳細に記載されておらず、⑥の判断を支持する①～⑤の判断の詳細は、監査報告書の利用者には不明であり、いわゆるブラックボックスとなっている。KAMの記載

図2：財務諸表開示・監査モデル



により、監査意見の根拠が表出されることは、特に重要な監査事項に限られるとしても、監査報告書の情報価値（目的適合性）を改善するものであり、望ましい。

- f. また、⑦について、監査基準での規定の解釈において、監査実務では数値的な整合性の有無に限定されており、両情報から読み取れる内容の整合性（本来の監査基準の趣旨）の有無に及んでいない。
- g. e. および f. から、監査プロセスでの監査判断を KAM として新たに監査報告書に記載するとすれば、それは保証の枠内における監査結果の目的適合的な伝達を改善するものである。かかる理解により、監査プロセスと KAM の記載との首尾一貫性が確保される。

#### IV. 監査判断形成と整合した監査報告モデルの提示

KAM の新たな記載の含意について上記で本稿のスタンスを明らかにした。そこで、監査報告書改革を論じる基礎として、かかるスタンスに立脚した監査報告モデルを提示する。本稿が主張する監査モデルが「図3」である。

- a. 「図3」では、財務諸表の監査を証明行為であるととらえた場合の監査報告モデルを示している。証明行為は、「目的－方法－実施－結果－考察－結論」の各要素を経て行われるものであるから、監査による証明もこれらの各要素に照らして構成したものである。
- b. ただし、証明行為の最大の情報価値は、「結論」にあるため、「図3」では、監査意見を冒頭に示している。この点では、ISA 701 の改革による監査報告書と同じである。
- c. 本監査報告モデルでは、監査意見を中心として、それにかかわる事項を4つの区分を明記して記載する点に第一の特徴がある（ISA 701 ではかかる区分は、監査報告書上には明記されない）。つまり、監査意見表明の前提条件、監査意見の解釈にかかる重要事項、監査人に関する事項お

図3：監査報告モデル

監査報告モデル		
意見	<p>I. 監査意見</p> <p>1. 意見</p> <p>2. 意見の根拠（除外事項）</p>	「結論」
	<p>II. 監査意見の前提条件</p> <p>1. 監査の目的</p> <p>2. 監査対象とした財務諸表の範囲</p> <p>3. 財務諸表の作成基準</p> <p>4. ゴーイング・コンサーンとしての継続能力にかかる不確実性</p> <p>5. 連結範囲・GAAP・会計方針・会計上の見積りの各変更</p> <p>6. 財務報告にかかる内部統制の有効性</p> <p>7. 適用した監査基準</p> <p>8. 重要性の基準値</p> <p>9. 監査リスクの評価結果</p> <p>10. 法令定款違反など不正</p>	<p>「目的」（対象）</p> <p>（対象） 財務諸表の作成にか かかる事項</p> <p>「方法」・「実施」</p>
前提条件	<p>III. 監査意見の解釈にかかる重要事項</p> <p>1. 監査意見の有効範囲</p> <p>2. 実施した監査手続の内容（十分かつ適切な証拠と合理的基礎）</p> <p>3. GAAP 選択の合理性</p> <p>4. 選択 GAAP に対する会計方針の整合性</p> <p>5. 会計対象に対する会計方針の適合性</p> <p>6. 会計方針適用の継続性と適切性</p> <p>7. 会計上の見積りの合理性</p> <p>8. 財務諸表の表示の GAAP 準拠性</p> <p>9. 財務諸表を含む企業情報の表示と財務諸表の表示との整合性</p>	<p>「結果」</p> <p>「考察」 「特に重要な監査 事項」の候補 (個別要証命題)</p>
	<p>IV. 監査人に関する事項</p> <p>1. 監査人の所属・職位</p> <p>2. 監査報酬</p> <p>3. 独立性（外見적および精神的）確保の状況</p> <p>4. 監査の品質管理体制の状況</p>	
監査人		
署名	V. 監査人の署名	

よび監査人の署名である。

d. 各区分での記載事項と証明行為の各要素との関係は図示した通りである。

これらのうち、KAMに相当する事項は、「図2」に示した①～⑦の個



別要証命題である（「図3」では「考察の1.と3.~9.」<sup>(13)</sup>）。ISA 701と異なり、KAMを監査判断形成にかかわる事項であって、監査意見の解釈にかかる重要事項としているところに本監査報告モデルの第二の特徴がある。ISA 701ではKAMにかかる記載事項は監査人の判断に委ねられ、監査委員会への報告事項のなかから監査人が選択すると規定されているところから、監査判断形成にかかわる事項のみならず、広範囲の内容となる可能性がある。これに対して、監査報告は、証明行為の全体を示すことに最大にして基本的な役割があるとする本稿のスタンスから、KAMを監査判断形成にかかわる事項に限定するのが論理整合的であり、監査人の責任の徒な拡大を防ぐことにもつながる。

- e. ただし、「考察」の「1.と3.~9.」のKAMの候補事項を常に監査報告に記載することは、かえって監査報告書の理解可能性を低めかねない。個別要証命題にかかる記載は、相当程度の分量になる可能性があると同時に、常に記載するとすれば、年度が異なっても定型的になり、結局利用されない可能性が高いからである。候補事項のうち、当該年度の監査において特に重要な監査事項を選択して記載することが必要である。

かかる監査報告モデルが従来と異なる点は次の3点である。

第一に、監査報告書に記載される項目についてそれぞれ区分が設けられ、かつ各区分には意味が付されていることである。ISA 701はかかる区分が表記されていない。つまり、このモデルでは最初に監査意見の区分があり、監査意見の前提条件の区分、監査意見の解釈に関する区分、監査人に関する区分というように、「証明」に必要な要素を明示している。

第二に、前提条件の区分では、従来、記載されていない、重要性の基準値

---

(13) 「考察」の「2.」は、十分かつ適切な監査証拠を得て監査意見表明の合理的基礎を確立したかどうかであり、常に記載することが求められる、証明行為の「結果」である。この理解から、「図3」ではKAMの候補とはしていない。

## 監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

も明確に記載するほか、監査リスクの評価結果として重要な虚偽表示のリスクは高かったのか、中程度か、低かったのか、ということも明確に記載する。ただし、実務上、実現可能なのかという問題は全く捨象している。

第三に、これらの記載の上で、監査意見に関して、意見表明の「考察」に当たる部分がKAMに相当するとしている点である。ISA 701は、このような理解をしていない。「考察」における詳細な監査人の判断が監査報告書のKAMとして表出される結果、さまざまな会計事象に対する経営者の判断の合理性の有無やその根拠に関する情報が提供されるから、経営者に対しても一定の牽制の効果を持つことになりうると考えられる<sup>(14)</sup>。

次に、「図3」の監査報告モデルと「図2」の財務諸表開示・監査モデルとの関係を「監査判断」（ISA 700 第13項の6項目の意見形成の評価項目と個別要証命題7項目）により整理したものが「図4」である。

「図4」における要点は次の通りである。

- a. 「図3」は本稿が提案する監査報告の全体像を示すのに対し、「図4」は監査判断とかがわる部分が「図3」のどれに当てはまるかをそれぞれ示している。
- b. ISA 700 第13項の6項目（上記「論点4」に記載）と個別要証命題7項

---

(14) 2015年12月17日に早稲田大学で開催された早稲田会計研究センター主催会計セミナー「米国における会計・監査と、それらが資本市場に与える影響の現状 ～会計の主たる役割とは何か～」において、講演者の Ross Watts 教授は、「The big mistake」として次のように指摘している（スライド資料 No.12 参照）。

- 英米の会計と監査は、財務諸表の作成において CEO や他の取締役を統制するために何千年にわたって進化した。
- 20世紀初頭において FASB は、会計の歴史を無視し、事実、CEO に対して、のれんを評価する機会を与えた。

また、「のれんの現在の公正価値は検証可能でない。なぜならば、それは経営者による将来の行動に一部依存しているからである」と指摘している（スライド資料 No.8 参照）。のれんの評価を CEO に委ねた結果、過度の裁量が生じ、真実な財務諸表ではないと Watts 教授は主張する。

図4：監査判断と監査報告モデル

監査報告モデル	監査判断	
	ISA 700 第13項 (意見形成における個別評価) の6項目	要証命題
<b>I. 監査意見</b>		
1. 意見	(d) 財務諸表上の表示情報の目的適合性・信頼性・比較可能性・理解可能性	⑥ 財務諸表の表示の会計事象に照らした真実性の判断
2. 意見の根拠 (除外事項)		
<b>II. 監査意見の前提条件 (省略)</b>		
<b>III. 監査意見の解釈にかかる重要事項</b>		
1. 監査意見の有効範囲		① 会計事象の適切性・網羅性の判断
2. 実施した監査手続の内容 (監査証拠・合理的基礎)		
3. GAAP 選択の合理性		②-1 「会計基準」選択の合理性の判断
4. 選択 GAAP に対する会計方針の整合性	(b)-1 選択・適用された重要な会計方針と適用可能な財務報告フレームワークとの整合性	②-2 選択「会計基準」に対する会計方針の整合性の判断
5. 会計対象に対する会計方針の適合性		③ 会計事象に対する会計方針の適合性の判断
6. 会計方針適用の継続性と適切性	(b)-2 会計方針の適切性	④-1 会計方針適用の継続性と適切性の判断
7. 会計上の見積りの合理性	(c) 経営者による会計上の見積りの合理性	④-2 見積りの合理性の判断
8. 財務諸表の表示の GAAP 準拠性	(a) 選択・適用された重要な会計方針についての開示の適切性 (f) 各財務表の見出しを含めた財務諸表の用語法の適切性	⑤ 財務諸表の表示の「会計基準」準拠性の判断
9. 財務諸表を含む企業情報の表示と財務諸表の表示との整合性	(e) 重要な取引や事象が財務諸表上で伝達された情報に与える影響について想定利用者が理解できるような財務諸表での開示の適切性	⑦ 企業情報の表示と財務諸表の表示との整合性の判断
<b>IV. 監査人に関する事項 (省略)</b>		
<b>V. 監査人の署名</b>		

監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

目（「図2」の①～⑦）とは整合しており、かつ、監査判断について後者の方がより網羅的である。このことは、ISAが要求する監査判断形成での必須事項が「図3」においてKAMの候補事項となっていることを意味しているから、ISA 701によるKAMの新たな規定は、ISA 700と整合的であることが理解される。

- c. 「図3」で示した監査報告モデルでの記載事項の体系が証明行為としての監査判断形成プロセスを確実にとらえていることが再確認できる。

なお、監査報告の改革に関し、米国PCAOBが提案している監査報告書改革案（2013年）についてその監査報告モデル改革案を図示したものが「図5」である。つまり、「図5」は、PCAOB改革案の「特に重要な監査事項

図5：PCAOB 監査報告モデル改革案

監査報告モデル (PCAOB 改革案)
序
1. 監査対象とした財務諸表の範囲 2. 監査人の属性 (PCAOB 登録公共会計事務所・独立性など)
監査意見の基礎
1. 監査人の責任 (財務諸表に関する意見表明) 2. 実施した監査の概要 (PCAOB 基準準拠・合理的保証の獲得) 3. 重要な虚偽表示のリスクの評価手続の実施・当該リスク対応手続の実施・試査による検証・会計方針と重要な見積りの評価・財務諸表体の表示の評価・意見のための合理的基礎の獲得)
監査した財務諸表に関する意見
1. 監査意見
特に重要な監査事項 (Critical Audit Matters)
1. 監査人の最も困難、主観的または複雑な判断を含んだ事項 2. 十分かつ適切な監査証拠を入手する上で監査人に最も困難を課した事項 3. 監査した財務諸表に関する監査人の意見を形成する上で監査人に最も困難を課した事項 4. CAMは、財務諸表に関する監査人の意見を変更するものではない旨
その他の情報に関する監査人の責任
1. 当該財務諸表・本監査報告書を記載している年次報告書に含まれた他の情報が財務諸表と矛盾した重要な内容または事実の虚偽表示を含んでいないかどうかを評価した旨 2. 当該他の情報を監査したわけではなく、他の情報に関する意見を表明しない旨 3. かかる評価に基づき、当該他の情報には重要な矛盾や事実の虚偽表示を識別しなかった旨
署名・場所・日付

(Critical Audit Matters, 以下 CAM)」が「図4」の監査判断の②-2 ないし④-2 と結びつき、結果的に ISA 700 第13項の(b)-1 ないし(c)に結びつくことを示している。

かかるモデル改革案を詳細に吟味する紙幅的余裕がないためここでは行わないが、結論的に PCAOB が規定する「特に重要な監査事項 (CAM)」は、本稿が主張する監査報告モデルに近い。

## V. おわりに

### 一 監査計画・実施の集大成としての監査報告をめぐる課題

本稿では、IAASB による監査報告書改革の論点を踏まえ、監査判断形成と整合した監査報告モデルの提示を行い、監査計画・実施の集大成としての監査報告をめぐる課題を指摘することを目的とした。

そこで、本稿では、監査判断形成の視点から、監査報告は、監査計画－実施の集大成であり、監査報告書のあり方はこれらと無縁ではないというスタンスをとった。監査報告書の議論は、報告書論だけではなく、計画・実施された監査の内容及かに監査報告書に集約できるのかにも立ち入ることが求められるから、監査報告書が計画・実施された監査の内容と対応する監査報告モデルを構築した。

また、監査人の役割は、ディスクロージャー制度の最適化なのか、財務諸表の信頼性の担保にとどまるのか、いずれを重視するかの論点について、本稿では、改めて「適正表示」の概念に立ち返り、その内実を検討した。

IAASB が新たに規定した KAM の記載は、監査報告書の情報内容を改善する趣旨では望ましい。しかし、これまでブラックボックス化となっていた監査人の判断内容のうち特に重要な事項を KAM として記載し、監査意見を解釈する上での参照情報としての位置づけを行うことが論理整合的であって、IAASB の規定のような KAM の曖昧な意義付けには問題が残されている。

## 監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

また、IAASBは、監査委員会への報告事項のなかから監査人が特に重要と判断して選択した事項をKAMとして記載することを求めている。しかし、選択の判断上、留意すべきことは規定されているものの、選択の判断規準が詳細には規定されておらず、監査人の判断のフレキシビリティは大きい。このことが招来するのは、KAMの内容が監査証明にかかわる事項だけにとどまらず、監査を受ける企業の事業上のリスクなど広範囲な内容に及ぶことである。この理解が正しければ、KAMの記載は、保証の枠組みを超えて、情報提供の枠組みに及ぶことになり、その結果、監査人の役割や責任が不明確となったり、過大になるおそれが認識される。

さらに、監査委員会に対する監査人の報告事項からKAMを選択するという趣旨から、KAMは相当程度専門的な内容となり、監査報告書の利用者がナイーブな者である場合、KAMの意味が理解されずに宝の持ち腐れとなるなど理解可能性に問題が生じるであろう。当該利用者を企業評価のプロフェッショナルや企業経営に精通した者を対象とするならばこの問題は小さい。しかし、IAASBは、ナイーブな利用者を排除していない。

本稿は、これらの問題を指摘するとともに、かかる問題を回避するための監査報告モデルを提示した。監査人がKAMを選択する判断に対してかかるモデルが検討資料として活用されうると考えられる。

（本稿は、日本会計研究学会第74回大会（神戸大学）統一論題第三会場での報告原稿のすべてを加筆・修正したものである。なお、紙幅の制限から報告の要約版を別途『會計』、2016年3月号に掲載している。また、本稿は、日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金基盤研究(B)（JSPS 科研費25285144，研究代表者 内藤文雄）による研究成果の一部である。）

### 参考文献

1. FRC, “Conceptual Framework for Financial Reporting (ED/2015/3) FRC Response”, para. 1.6, FRC Latest News, “FRC has called on the IASB to reconsider its proposed

- Conceptual Framework”, 25 Nov. 2015, <https://www.frc.org.uk/News-and-Events/FRC-Press/Press/2015/November/FRC-has-called-on-the-IASB-to-reconsider-its-propo.aspx> (2015年12月17日参照)。
2. IAASB, *Final Pronouncements: International Standards on Auditing<sup>TM</sup> (ISAs<sup>TM</sup>), Reporting on Audited Financial Statements—New and Revised Auditor Reporting Standards and Related Conforming Amendments*, January 2015.
  3. IAASB, *Slide Presentation in Support of the IAASB’s New and Revised Auditor Reporting Standards*, March 2015, <https://www.ifac.org/publications-resources/slide-presentation-support-iaasb-s-new-and-revised-auditor-reporting-standard> (2015年4月20日参照)。
  4. IASB, *Exposure Draft ED/2015/3 Conceptual Framework for Financial Reporting*, May 2015; *Basis for Conclusions accompanies the Exposure Draft Conceptual Framework for Financial Reporting*, May 2015.
  5. PCAOB, *Proposed Auditing Standards—The Auditor’s Report on an Audit of Financial Statements when the Auditor Expresses an Unqualified Opinion; The Auditor’s Responsibilities Regarding Other Information in certain Documents Containing Audited Financial Statements and the Related Auditor’s Report; and Related Amendments to PCAOB Standards*, PCAOB Release No. 2013-005, August 13, 2013.
  6. Watts, Ross, “What Is Accounting’s Primary Role?”, 早稲田会計研究センター主催会計セミナー「米国における会計・監査と、それらが資本市場に与える影響の現状～会計の主たる役割とは何か～」における Watts 教授スライド資料, 2015年12月17日。
  7. 久保田音二郎『適正表示の監査』中央経済社, 1972年。
  8. 住田清芽「監査上の主要な事項 (KAM) の導入趣旨」『現代監査』第25号, 2015年3月, 50-61頁。
  9. 住田清芽「特別目的の財務諸表に対する監査」『企業会計』第66巻第4号, 2014年4月, 24-30頁。
  10. 鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳『財務諸表監査』国元書房, 2015年。
  11. 友杉芳正「監査の機能と限界」『経済科学』第53巻第4号, 2006年3月, 1-8頁。
  12. 日本会計研究学会特別委員会 (友杉芳正委員長)「財務情報の信頼性に関する研究」最終報告書, 2006年9月。
  13. 日本監査研究学会課題別部会「監査報告モデルの研究」(井上善弘部会長, 『監査報告書の新展開』同文館出版, 2014年。)
  14. 日本公認会計士協会監査基準委員会「監査基準委員会研究報告第4号『監査品質の枠組み』」, 2015年5月29日。
  15. 日本公認会計士協会品質管理委員会『平成26年度 品質管理委員会年次報告書』, 2015年6月24日, 20-61頁。
  16. 町田祥弘「適正性意見と準拠性意見」『企業会計』第66巻第4号, 2014年4月,

監査報告書改革の論点と監査報告のあり方（内藤文雄）

31-41頁。

17. 松本祥尚「監査報告のパラダイムシフト ―監査人からのコミュニケーション向上の必要性」『会計・監査ジャーナル』第709号，2014年8月，127-134頁。
18. 松本祥尚・町田祥弘・関口智和「監査報告書の改革」（全7回），『企業会計』第66巻第9-12号・第67巻第1-3号，2014年9月-2015年3月。
19. 吉川郁夫「のれんの償却と子会社株式の評価 ―連結財務諸表と個別財務諸表の狭間―」『ビジネス&アカウンティングレビュー』第9号，2012年3月，13-27頁。
20. 脇田良一「改訂監査基準の概要」『企業会計』第66巻第4号，2014年4月，18-23頁。